

実施方針の策定の見通し

令和5年1月23日
東京都下水道局

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項を公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設の立地	実施方針を策定する時期
森ヶ崎水再生センター汚泥消化ガス発電事業	事業契約締結日から令和29年3月31日まで	汚泥消化ガス発電施設等の設計・建設、維持管理・運営	森ヶ崎水再生センター東処理施設内 東京都大田区昭和島二丁目5番1号	令和5年2月 (予定)